

平成29年12月19日

関係各位

浜田道が通行止めになった際の県管理道路の除雪に関するお願い

島根県県央県土整備事務所

平素は島根県の道路行政にご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、平成28年1月に浜田自動車道が通行止めになった際には、大型車や雪に不慣れなドライバーが国道261号、県道5号・50号に多数流入したことで、大きな渋滞が発生し、皆様の生活に大きな影響を与えてしまいました。

今後、このようなことが起こらないよう、次のような体制を取りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【冬季浜田道通行止め時の体制】

- ① 国道261号、県道7号及び327号の下図の範囲を優先除雪区間とし、最優先で除雪をおこないます。
- ② 県道5号及び50号は通行止めにし、迂回車両の流入による渋滞の発生を防ぎます。なお、除雪作業は可能な限り継続し、早期の交通開放に努めます。



【連絡先 島根県県央県土整備事務所 維持課 0855-72-9620・9630】